

個別避難計画を 作成しませんか？

個別避難計画 とは …



災害発生時に、ひとりでは安全な場所に避難することが困難な方が、「誰の支援を受けて」「どこに避難するか」「どんな配慮が必要か」などを考えて自分自身で作成する避難計画書です。茂原市では計画作成の対象者として**避難行動要支援者**を定めています。

避難行動要支援者とは…

高齢者や障害者など、災害時に配慮が必要な方をいいます。

高齢の方	75 歳以上の高齢者のみの世帯
介護が必要な方	介護保険法の要介護 3 以上の方
障害などにより支援が必要な方	身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方 療育手帳 A 以上の方 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 など

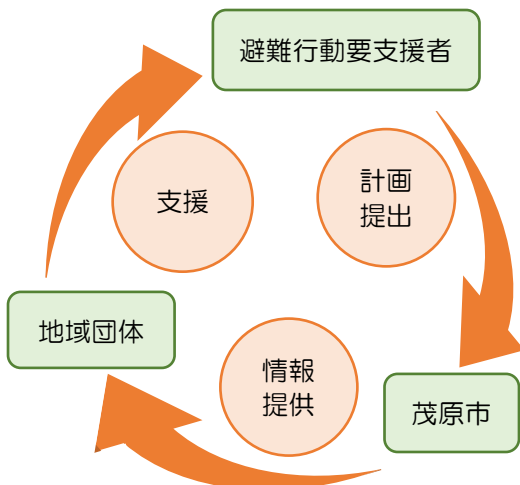


過去の大規模災害では警察や消防よりも、近所の方々の支援や救助により多くの命が救われています。

作成するとどうなるの？

地域での避難支援に役立てられます

作成した個別避難計画は、市に提出していただきます。市では個別避難計画の情報を管理します。自治会や自主防災組織など地域団体から依頼があった場合に、災害時の避難支援や安否確認、また、平常時の避難訓練などの利用に限り、情報を提供します。



計画の作り方

① 「茂原市個別避難計画」を準備する

様式は茂原市役所 社会福祉課窓口で配布しているほか、QRコードからダウンロードすることができます。

(様式)



(記入見本)



② 「茂原市個別避難計画」に記入する

★ 計画を作る前に、以下のア～ウについてご確認ください

- ア. 個別避難計画の情報は、避難支援等に必要な限度で家族や緊急連絡先、避難支援者等に提供される場合がありますので、個人情報を記入するにあたっては、事前に本人の承諾を得ましょう。
- イ. 個別避難計画は、作成により避難支援が確約されるものではありません。
- ウ. 個別避難計画は、介助者等に法的な義務や責任を負わせるものではありません。

★ 計画を作るにあたって

- ・ ご自身だけで計画を作るのが難しい場合は、家族等の身近な方と相談しながら作成してみましょう。
- ・ ハザードマップ等で自宅周辺の災害の危険度について確認しましょう。
- ・ 避難先は指定避難所の他、災害の危険性の低い地域の親戚・知人宅や、福祉サービス事業者やホテル等への宿泊も検討してください。また、自宅周辺の危険性が低い場合、備蓄を活用して家に留まることも避難になります。
- ・ 気象予報等で事前に予測できる災害の場合は、災害発生前に被災予想地域の外へ避難することが推奨されます。(広域避難)

③ 「茂原市個別避難計画」を茂原市に提出する

★ 提出の前に

ご自身等が必要に応じて写しを保管する場合は、個人情報の取り扱いに十分注意しましょう。



お問合せ・提出先

茂原市 社会福祉課 地域福祉係（茂原市役所2階）

〒297-8511 茂原市道表1番地

TEL：0475-20-1571 / FAX：0475-20-1610